

第1号議案

令和2年度愛知県一般会計予算

令和2年度愛知県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,572,245,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(県債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 県債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章

スタートアップ支援拠点整備事業契約	令和2年度から 令和4年度まで	千円 14,906,000
新あいち創造産業立地補助	令和3年度	千円 664,768
一般事業資金融資に係る愛知県信用保証協会損失補償	令和2年度から 令和23年度まで	愛知県信用保証協会が、一般事業資金貸付金について県の定める条件に基づき、令和2年度において金融機関と信用保証契約を行い、これによって代位弁済をしたことにより生じた損失のうち、融資期間が1年以内の融資については、104,000千円を限度として愛知県信用保証協会の損失額（当該代位弁済に係る求償権償却予定額から中小企業信用保険法に基づく受領保険金を控除した額）の6分の1に相当する額を補償するものとする。
経営強化資金（短期資金）融資に係る愛知県信用保証協会損失補償	令和2年度	愛知県信用保証協会が、経営強化資金（短期資金）貸付金について県の定める条件に基づき、平成21年度において金融機関と信用保証契約を行い、これによって代位弁済をしたことにより損失を生じた場合、25,000千円を限度として愛知県信用保証協会の損失額（当該代位弁済に係る求償権償却予定額から中小企業信用保険法に基づく受領保険金を控除した額）の6分の1に相当する額を補償するもの